

山梨県公報

号外第三十六号

令和七年

十月十七日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県防災会議条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………三

条例のあらまし

- **山梨県防災会議条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）（防災危機管理課）
1 防災に関する施策を一層推進するため、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命する委員の定数を改正することとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十六号）（DX課）
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部改正に伴い、当該省令を根拠として外国人生活保護関係情報を利用できることとなった事務に関する規定を削除することとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**（条例第四十七号）（市町村振興課）
1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、法定事務として規定された採石法及び砂利採取法に関する事務を本人確認情報を利用することができる事務から削除することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県県税条例の一部を改正する条例**（条例第四十八号）（税務課）
1 社会福祉の充実及び教育文化の振興に係る財政上の必要に基づき、中小法人等を除く法人に対し、法人県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を令和八年三月三十一日までから令和十三年三月三十一までに延長することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十九号）（障害福祉課）
1 県立育精福祉センターの運営について一層の適正化を図るため、県立育精福祉センターの業務に、児童福祉法の規定により入所継続が可能とされた満二十三歳に達するまでの者に対する業務を加えることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第五十号）（住宅対策室）
1 県営住宅への入居を促進するため、特別の事情がある者に対しては、家賃等の債務保証業者との間で締結した契約書面の提出を不要とすることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例**（条例第五十一号）（教育庁高校教育課）
1 県立高等学校の定時制及び通信制課程への修学を支援するため、授業料の一部に自己負担が生じている定時制及び通信制課程の生徒を授業料の減免の対象とすることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

条 例

山梨県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十五号

山梨県防災会議条例の一部を改正する条例

山梨県防災会議条例（昭和三十七年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「五人」を「十人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十六号

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「及び六の項ヲ」を「、七の項及び八の項」に改める。

別表第二の六の項ハ中「負担能力の認定又は」を削り、同項中ニ及びホを削り、ヘをニとし、トをホとし、同項中「若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置」を「又は家賃の決定」に改め、同項中チをへとし、リ及びヌを削り、ルをトとし、ヲをチとし、ワを削り、カをリとし、同表七の項及び八の項中「就学支援金支給事務」を「就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十七号

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の十一中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十九号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十二年法律第六十四号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項の障害者支援施設の業務を総合的かつ有機的に行う総合福祉施設」を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者に対し、法第七条第二項の障害児入所支援（第七条第一項第一号に

おいて「障害児入所支援」という。）を行う事業

イ 法第四条第二項に規定する障害児のうち、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。次号において同じ。）

ロ イに掲げる者であつた者のうち、法第二十四条の二十四第一項若しくは第二項の規定により引き続き障害児入所給付費等（法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）を支給することとされた者又は法第三十一条第二項若しくは第三十一条の二第一項の規定により引き続き障害児入所施設に在所させる措置を受けた者

第三条第二号を削り、同条第三号中「児童福祉法」を「法」に、「第七条第一項第一

号及び第三号」を「第七条第一項第二号」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号。同条第三項及び第九条第二項において「障害者総合支援法」という。）」を加え、「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第七条第一項第一号中「障害児の」を「第三条第一号に掲げる者（法第二十七条第一項第三号の規定によりセンターに入所した児童を除く。）の」に、「児童福祉法第六条の」を「法第六条に規定する」に、「第三号」を「次号」に改め、「。）」の下に「及び第三条第一号に掲げる者（法第三十一条第二項又は第三十一条の二第一項の規定によりセンターに入所した者を除く。）」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第三項中「児童福祉法」を「法」に改め、「から第四号まで」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

第九条第二項中「児童福祉法」を「法」に改め、「から第四号まで」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める特別の事情があると認める者に対しては、当該連署及び当該書面の提出を必要としないこととすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に県営住宅の入居者として決定した者について適用し、同日前に県営住宅の

入居者として決定した者については、なお従前の例による。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十一号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和二十六年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五条の二第一項」を「第五条の二第一項第三号」に改める。
第五条の二第一項を次のように改める。

次に掲げる生徒に対しては、期間を定めて授業料を減免することができる。

一 天災その他特別の事情により修学困難と認められる生徒

二 留学を許可された生徒

三 受給権者である生徒又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める生徒であつて、教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番